

答 申 第 2 8 4 号
平成 2 1 年 8 月 2 1 日

千葉県選挙管理委員会
委員長 土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日付け千選管第 4 1 0 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成 1 9 年 1 1 月 1 6 日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係
る異議申立てに対する決定について

平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日付け千選管第 3 9 4 号
平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日付け千選管第 3 9 5 号
平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日付け千選管第 3 9 6 号
平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日付け千選管第 3 9 7 号
平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日付け千選管第 3 9 8 号
平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日付け千選管第 3 9 9 号

第1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成19年11月13日付け千選管第394号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）、同日付け千選管第395号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）、同日付け千選管第396号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定3」という。）、同日付け千選管第397号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定4」という。）、同日付け千選管第398号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定5」という。）及び同日付け千選管第399号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定6」といい、「本件決定1」から「本件決定6」までを併せて以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が故意にミス認めようとせず、対象の行政文書が存在するのに不開示決定している。
- (2) ○○町長○○○○は、○○町が夕張市のようにならないよう、公債費負担適正化計画の確認を受け、町の財政を健全化させるふりをし、町の国保会計や一般会計で粉飾決算を続けていた。粉飾決算を続けるのは、小学校建設のための過疎債の許可を取り消されないよう赤字決算を隠すためのものである。粉飾決算については書記長補佐を兼務している市町村課副課長がすべて承知しながら、町の意志が尊重されるとしている。
- (3) 実施機関の委員長ほか、実施機関委員は実施機関の事務局職員の言いなりで補助金適法違反に加担している。何を開示請求しようが却下、不存在を繰り返している。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、次の行政文書開示請求を行った。

ア 平成19年10月3日付け行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に「千葉県選挙管理委員会の土田吉彦委員長が、平成19年度の○○町選挙管理委員会の公文書に、平成○○年○月○○日執行○○町長選挙で当選した○○○○町長が○○町選挙管理委員会へ公職選挙法142条1項7号の選挙運動用ビラの届出をしたことがわかる公文書がないことを明らかにしたことを承知したことがわかる一切の書類並びに○○○○町長の選挙違反を隠ぺい

していることがわかる一切の書類」と記載された行政文書開示請求（以下「請求1」という。）

イ 平成19年10月5日付け行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に「平成〇〇年〇月〇〇日執行の〇〇町長選挙の裁決書の判断が間違っていたことについてわかる一切の書類及び放置しているのが当選した〇〇〇〇の選挙違反を隠すという人格が高潔な千葉県選挙管理委員の公務員職権濫用罪にあたらないことがわかる一切の書類」と記載された行政文書開示請求（以下「請求2」という。）

ウ 平成19年10月9日付け行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に請求1と同じ記載がされた行政文書開示請求（以下「請求3」という。）

エ 平成19年10月11日付け行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に「別紙（2／2）へ記載」と記載され、当該行政文書開示請求書に添付された別紙に「平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙の審査申立において、千葉県選挙管理委員会の事務局職員が調査において重大かつ明白な事実誤認をしたことを千葉県選挙管理委員（土田吉彦委員長も含む。）が承知していることについてわかる一切の書類」と記載された行政文書開示請求（以下「請求4」という。）

オ 平成19年10月11日付け行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に請求2と同じ記載がされた行政文書開示請求（以下「請求5」という。）

カ 平成19年10月24日付け行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に「別紙（2／2）へ記載」と記載され、当該行政文書開示請求書に添付された別紙に「平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の千葉県選挙管理委員会の会議により平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙の審査申立において、千葉県選挙管理委員会の事務局職員が調査において重大かつ明白な事実誤認をしたことを千葉県選挙管理委員（土田吉彦委員長も含む。）が承知していることについてわかる一切の書類」と記載された行政文書開示請求（以下「請求6」という。）

(2) 実施機関は、請求1及び請求3のうち「千葉県選挙管理委員会の土田吉彦委員長が、平成19年度の〇〇町選挙管理委員会の公文書に、平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙で当選した〇〇〇〇町長が〇〇町選挙管理委員会へ公職選挙法14条2項7号の選挙運動用ビラの届出をしたことがわかる公文書がないことを明らかにしたことを承知したことがわかる一切の書類」の行政文書開示請求について、平成19年10月26日付け千選管第361号の1及び同日付け千選管第363号の1により、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする行政文書不開示決定をそれぞれ行った。

(3) 実施機関は、請求1及び請求3のうち「〇〇〇〇町長の選挙違反を隠ぺいしていることがわかる一切の書類」の行政文書開示請求並びに請求2、請求4、請求5及び請求6（以下「本件請求」という。）について、行政文書開示請求書の記載からは、開示請求の対象となる行政文書の特定が困難であったため、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により、異議申立人に対して、開示請求する行政文書の件名又は内容を具体的に記

入するよう、平成19年10月26日付け千選管第361号の2、同日付け千選管第362号、同日付け千選管第363号の2、同日付け千選管第364号、同日付け千選管第366号及び同日付け千選管第367号で、それぞれ行政文書開示請求書の補正を求めた。

- (4) 異議申立人は、これらの補正の求めに対し、実施機関に平成19年10月29日付けで「補正書」を提出した。

「補正書」には、「平成19年10月26日付千選管361号の2、同362号、同363号の2、同364号、同366号、同367号の補正要求に対して次のとおり補足説明をします。『1. 「平成19年10月29日付異議申立書」の「5. 異議申立ての理由」を参照。』「添付書類 平成19年10月29日付異議申立書の原稿の感熱紙コピー」A4×1枚」と記載されていた。

- (5) 実施機関は、当初の開示請求と「補正書」により補正された請求内容の関連が不明であったため、異議申立人に対して、平成19年11月7日付け千選管第386号ないし第391号により再度の補正を求めた。

- (6) 異議申立人は、これらの補正の求めに対し、実施機関に平成19年11月9日付けで「回答書」を提出した。

「回答書」には、「(H19. 11. 7付千選管386～391号の補正要求に対する回答) 1. H19. 8. 20付自己情報開示請求関係とは、ビラの届出がなかったことに関するものすべてです。2. 具体的件名で補正要求して下さい。」と記載されていた。

- (7) 実施機関は、この回答内容から、開示請求に係る行政文書を保有していない(請求に係る行政文書を作成又は取得していない)ことを理由として、請求1のうち「〇〇〇〇町長の選挙違反を隠ぺいしていることがわかる一切の書類」の行政文書開示請求に対して本件決定1、請求2に対して本件決定2、請求3のうち「〇〇〇〇町長の選挙違反を隠ぺいしていることがわかる一切の書類」の行政文書開示請求に対して本件決定3、請求4に対して本件決定4、請求5に対して本件決定5及び請求6に対して本件決定6を行った。

2 不開示決定の理由について

(1) 対象行政文書の特定について

ア 行政文書開示請求書の記載について

(ア) 請求1及び請求3について

行政文書開示請求書の記載は、「〇〇〇〇町長の選挙違反を隠ぺいしていることがわかる一切の書類」というものであったが、実施機関(委員、職員を含む。)は選挙違反を隠ぺいしたことはなく、開示請求に係る行政文書の特定ができないため、異議申立人に対して具体的な件名又は内容を記載するよう補正を求めた。

(イ) 請求2及び請求5について

行政文書開示請求書の記載は、「平成〇〇年〇月〇〇日執行の〇〇町長選挙の裁決書の判断が間違っていたことについてわかる一切の書類及び放置しているのが当選した〇〇町長の選挙違反を隠すという人格が高潔な千葉県選挙管理委員の公務員職権濫用罪にあたらないことがわかる一切の書類」というものであったが、平成〇〇年〇月〇〇日執行の〇〇町長選挙(以下「本件選挙」

という。)に係る実施機関の裁決書の判断は間違っているものではなく、開示請求に係る行政文書の特定ができないため、異議申立人に対して具体的な件名又は内容を記載するよう補正を求めた。

(ウ) 請求4及び請求6について

行政文書開示請求書の記載は、「平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙の審査申立において、千葉県選挙管理委員会の事務局職員が調査において重大かつ明白な事実誤認をしたことを千葉県選挙管理委員（土田吉彦委員長も含む。）が承知していることについてわかる一切の書類」というものであったが、本件選挙の審査申立てにおいて、実施機関の事務局職員が調査において重大かつ明白な事実誤認をしたことはなく、開示請求に係る行政文書の特定ができないため、異議申立人に対して具体的な件名又は内容を記載するよう補正を求めた。

イ 異議申立人からの「補正書」について

実施機関の補正の求めに対し、異議申立人から、本件請求を一括した内容の「補正書」が提出された。

「補正書」中、具体的な行政文書の件名又は内容が記載されたと認められる部分は、参照文書として添付された平成19年10月29日付け異議申立書中の「対象文書は、平成19年8月20日付の自己情報開示請求関係の行政文書で存在する。」との記載であった。

ウ 再度の補正の求めについて

実施機関は、当初の開示請求の内容と「補正書」により補正された請求内容の関連が不明であったので、異議申立人に対して、「平成19年8月20日付けの自己情報開示請求関係の行政文書」の開示を求める趣旨で補正されたのかを確認するため、再度補正を求めたところ、異議申立人から、「H19. 8. 20付自己情報開示請求関係とは、ビラの届出がなかったことに関するものすべてです。」と記載された「回答書」が提出された。

エ 対象行政文書の特定

以上の経過により、本件請求は、「本件選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第1項第7号において規定する選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の届出がなかったことに関する行政文書」の開示を求めているものと判断される。

(2) 行政文書の不存在について

ア ビラは、公職選挙法の規定により、当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内に限り頒布することができるものである。

イ 本件選挙については、〇〇町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、選挙無効を求める異議申立てが提起され、棄却された。

また、この棄却決定を不服として実施機関に対して審査申立てが提起されたが、審査申立人は、〇〇町長が頒布した2種類のビラのうち1種類が、町委員会に届け出られていたのか疑義があると主張していた。

これに対して、実施機関に町委員会から提出された審査申立てに係る弁明書（以下「弁明書」という。）には、〇〇町長から町委員会がビラの提出を受けている旨が記載されていた。更に、町委員会が〇〇町長から提出を受けたビラの写し並びに「ビラ証紙交付整理簿」及び「ビラ証紙交付票」の写し（以下「ビラの

写し等」という。)が実施機関に提出されたことも参考に、実施機関ではビラの届出があったものと認めたものである。

ウ したがって、実施機関では、「本件選挙においてビラの届出がなかったことに関する行政文書」を保有していないことから、本件決定を行った。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、実施機関が故意にミスを認めようとせず、対象の行政文書が存在するのに不開示決定をしている旨を異議申立ての理由としているが、異議申立人の主観に基づく、事実と異なる主張である。

また、本件決定に対し具体的に違法又は不当を指摘するものとは認められない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

(1) 本件請求の内容及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1のとおりである。

(2) 異議申立人は、平成19年11月16日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 開示請求に係る行政文書の特定について

本件請求に係る当初の行政文書開示請求書の記載内容からは開示請求に係る行政文書が特定できないため、異議申立人に補正を求め、その結果、異議申立人が開示請求する行政文書を「本件選挙においてビラの届出がなかったことに関する行政文書」と特定したとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、開示請求に係る行政文書の特定についての実施機関の判断は妥当である。

3 行政文書の不存在について

(1) 実施機関は、弁明書には〇〇町長から町委員会がビラの提出を受けている旨の記載があり、また、ビラの写し等が実施機関に提出されていることから、町委員会にビラの届出があったものと認められるので、「本件選挙においてビラの届出がなかったことに関する行政文書」を保有していないと説明する。

(2) 当審査会で確認したところ、確かに弁明書には、〇〇町長から町委員会がビラの提出を受けている旨の記載があり、また、ビラの写し等についても実施機関で保有していると認められた。

(3) したがって、町委員会にビラの届出があったものと認められるとの実施機関の説明は首肯でき、「本件選挙においてビラの届出がなかったことに関する行政文書」は存在しないと判断する。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

6 附言

本件請求は、平成19年10月3日から平成19年10月24日までに、別々の行政文書開示請求書によりなされた6件の行政文書開示請求であるが、二度の補正により、結局は同じ内容の行政文書の開示を求めているものであることが判明した。

そうすると本件請求は、同じ内容の行政文書の開示を求めるものでありながら、行政文書開示請求書の提出を繰り返し、また、行政文書開示請求書に主観的な評価を記載することにより文書の特定をいたずらに困難なものにして、実施機関に過度な事務の負担を強いており、不適正な開示請求であると言わざるを得ない。

異議申立人には、今後、条例の目的に即した適正な開示請求をすることを強く望むものである。

今後、実施機関においては、開示請求権の重要性を十分踏まえつつ、同種の開示請求があった場合の運用について検討するよう附言する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 11. 26	諮問書の受理
20. 1. 11	実施機関の理由説明書の受理
20. 3. 14	異議申立人の意見書の受理
20. 6. 20	審議
20. 7. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成20年7月25日現在)